

① 登米市経営維持臨時給付金の追加給

登米市経営維持臨時給付金の 給付額を増額します



申請期限／令和3年2月10日(水)まで

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、経営状況がさらに厳しい状況になっていることから、**給付金額の上限を50万円に増額し、すでに受給した事業者には追加で30万円を上限に給付します。**

国の持続化給付金の支給対象まで至らない、**売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少率である市内事業者**(フランチャイズチェーン店を除く)に対し、給付し支援します。

また、令和2年1月から3月までに創業した事業者についても、同期間の売上平均より20%以上50%未満の減少率の場合、給付し支援します。

【対象者】 日本標準産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当し、市税の未納が無い事業者

① 鉱業、採石業、砂利採取業	⑨ 不動産業、物品賃貸業
② 建設業	⑩ 学術研究、専門・技術サービス業
③ 製造業	⑪ 宿泊業、飲食サービス業
④ 電気・ガス・熱供給・水道業	⑫ 生活関連サービス業、娯楽業
⑤ 情報通信業	⑬ 教育、学習支援業
⑥ 運輸業、郵便業	⑭ 医療、福祉
⑦ 卸売業、小売業	⑮ 複合サービス事業
⑧ 金融業、保険業	⑯ サービス業(他に分類されないもの) ※政治・経済・文化団体、宗教を除く

【申請手続き】

①新たに申請される方

原則郵送により受付(申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所及び商工会窓口にも設置しています。)

②1月15日(金)までに既に受給されている方

市より対象事業者へ通知を発送します。1月29日(金)までに市へ辞退申出書の提出がない場合は既に申請のあった振込口座へ追加で支給しますので、**新たな申請は不要**です。

※ただし、給与等に準ずる支給を受けている事業者は追加給付の対象となりません。

付及び給付額の増額について



【申請書類】

以下の①から⑦（⑦は創業者のみ提出）の申請書類を提出してください。

※ただし、1ページの〔申請手続き〕②に該当する場合は、提出は不要です。

- ① 申請書類チェックリスト
- ② 交付申請書兼請求書（様式第1号）
※『令和2年1月1日「前」に創業している方』と『令和2年1月1日「以降」に創業している方』では様式が異なりますので、ご注意ください。
※2枚目「給付金申請金額の計算書」を参考に「申請金額」欄を記入し、計算書も提出ください。
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 【法人の場合】
・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写し
【個人事業主等の場合】
・青色申告…2019年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し
・白色申告…2019年分の確定申告書第一表の写し
- ⑤ 2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等の写し
- ⑥ 申請者本人名義の振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
※表紙を開いた「見開きページ」の写し
- ⑦ （創業者のみ提出）開業届など令和2年1月から3月までに創業したことが確認できる書類の写し
※④～⑦の書類は、「登米市中小企業家賃支援給付金」の申請時に市へ提出している場合は添付を省略することができます。

《上記④と⑥のイメージ図》

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
...

【確定申告書第一表の写し】

総合口座				
おなまえ				
〇〇〇〇 サマ				
通帳簿記載	科名	金額	支取済の金額	口座番号
は次のとおりです。	家庭用	円	円	000 普通預金 1234567
	業務用	円	円	
	投資用	円	円	

株式会社〇〇銀行 (印)
【銀行コード：4321】
口座店名：〇〇〇〇支店
TEL 03-0000-0000

【通帳（開いた見開きページ）の写し】

※收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること

【課税上の取扱い】

本給付金は課税対象となります。

